

# 正会員入会申込書

一般社団法人大阪府建築士事務所協会 会長 殿

私は、一般社団法人大阪府建築士事務所協会の定款並びに建築士事務所基本精神にのっとり誠実に業務を遂行することを誓約の上、入会を申し込みます。併せて、大阪府暴力団排除条例を遵守いたします。

平成 年 月 日

級別  一級  二級  木造

ふりがな

建築士事務所



〒

所在地

電話

( )

FAX

( )

ホームページアドレス

E-mailアドレス

登録年月日

平成 年 月 日

登録番号



第

号

|       | 氏名 | 生年月日   | 建築士登録・番号                     |
|-------|----|--------|------------------------------|
| ふりがな  |    | 年 月 日  | 年 月 日                        |
| 開設者   |    | 年 月 日  | 年 月 日                        |
| 自宅住所  | 〒  | 電話 ( ) | <input type="checkbox"/> 級 号 |
| ふりがな  |    | 年 月 日  | 年 月 日                        |
| 管理建築士 |    | 年 月 日  | 年 月 日                        |
| 自宅住所  | 〒  | 電話 ( ) | <input type="checkbox"/> 級 号 |

※正会員(開設者または開設者がその建築士事務所に所属する者の中から正会員の権利及び義務について委任した者)の氏名、学歴等を記載してください。

|      |   |      |      |
|------|---|------|------|
| 氏名   |   |      |      |
| 学歴   | 最終卒校  | 学部   | 学科   |
|      | 卒業年次  | 昭和 年 | 平成 年 |
| 所属団体 | ①大阪府建築士会 ②日本建築協会 ③日本建築学会<br>④日本建築家協会 ⑤大阪建設業協会 ⑥その他 ( )          |      |      |
| 所員数  | 一級建築士 ( ) 名 二級建築士 ( ) 名 木造建築士 ( ) 名<br>その他技術職員 ( ) 名 事務所員 ( ) 名 |      |      |

建築士事務所の主たる業務(該当項目に○印を付してください。)

総合 意匠 構造 設備 申請 監理 都市計画コンサルタント その他 ( )

紹介者



入会の動機

|                           |           |                    |                     |                      |                      |                    |
|---------------------------|-----------|--------------------|---------------------|----------------------|----------------------|--------------------|
| 会費払込方法<br>(該当欄を○で囲んで下さい。) | 払込票による支払い | 1. 年払<br>(78,000円) | 2. 半年払<br>(39,000円) | 3. 4半期払<br>(19,500円) |                      |                    |
|                           | 自動振替      | 1. 年払<br>(78,000円) | 2. 半年払<br>(39,000円) | 3. 4半期払<br>(19,500円) | 4. 2ヶ月払<br>(13,000円) | 5. 毎月払<br>(6,500円) |

|    |  |     |  |    |  |      |  |
|----|--|-----|--|----|--|------|--|
| 受付 |  | 理事会 |  | 入会 |  | 会員番号 |  |
|----|--|-----|--|----|--|------|--|

※申込書にご記入いただいた個人情報は、個人情報保護法に基づき対応します。

## [協会定款の抜粋]

### (目的)

本協会は、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築士事務所に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (会員の責務)

会員は、「建築士事務所の基本精神」に従い、この定款及び「倫理規程」に定める理念と規範に則って行動し、本会が目的達成のために実施する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。

## [建築士事務所基本精神]

われわれは、業務の遂行にあたって、あらゆる可能性を追求し、更に社会との関連における有効な価値を創造し、社会の発展と福祉に貢献せんとするものである。そのためには、常に職責をわきま使命感を昂揚し、技術を研磨し、豊かな創造性と高潔な品性を陶冶しなければならない。

### 社会に対する職責

社会生活の環境づくりに積極的に協力するとともに、法を遵守し、社会的使命をまっとうする。

### 建築主に対する職責

建築主の意図の正当なる代行を旨とし、知識と経験を傾注し、常に誠意ある態度で意見を述べ、助言をなし、また機密を厳守する。

### 施工者に対する職責

施工者に対し公正な態度を堅持する。また、施工技術に関する意見を尊重し、工事の円滑な進捗に協力する。

### 建築士事務所相互の責任

道義的責任を自覚し、相互の立場と職域を尊重し、職能の確立と向上のために協力を惜しまない。